

表-7.1.2(1) 陸上動物に係る環境保全措置（その3）

実施主体	事業者
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間の調整 ・空港施設予定地内で繁殖が確認されたズグロミゾゴイは、工事直前に踏査を行い営巣が確認された場合、繁殖が終了するまでは、営巣箇所周辺を避けて工事を行う。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置を講ずることにより、個体の生息は確保されると考えられ、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減される。
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事箇所からの距離と繁殖状況との関係については、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考ええる。
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。
代償措置 環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	-
代償措置 損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	-